

10 令和6年度発出のQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 6
(令和6年10月11日)

【目次】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 送迎加算	1

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 送迎加算

(送迎に係る業務の委託について)

問1 A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎加算の算定は可能か。

(答)

指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス事業所等の従業者によってサービスを提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各指定障害福祉サービス事業所等の状況に応じ、送迎に係る業務について別の事業者にも委託することも可能（複数の事業所が交通事業者と共同で委託する場合を含む。）であり、受託した事業所により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合も、送迎加算の算定が可能である。

(他事業所の利用者の同乗について)

問2 A事業所が送迎を行う際に、A事業所とB事業所の利用者を同乗させることは可能か。その場合、送迎加算の算定は可能か。

(答)

送迎を行うA事業所の従業者がB事業所と雇用契約を締結すること、又はB事業所が送迎をA事業所に委託する委託契約を締結すること等を通じて、同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）を事業所間で協議した上で決定し、送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲かつ各事業所の通常の事業実施地域範囲内である場合にあっては、両事業所の利用者を同乗させることは差し支えなく、この場合においても、A事業所、B事業所ともに送迎加算の算定が可能である。なお、送迎業務を別の事業所に委託する場合や、複数の事業所が交通事業者と共同で委託する場合における利用者の同乗についても、同様の取扱いとする。

10 令和6年度発出のQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 7 (令和7年1月24日)

【目次】

1. 生活介護、自立訓練、就労継続支援・・・・・・・・・・	1
(1) 就労移行支援体制加算・・・・・・・・・・	1

1. 生活介護、自立訓練、就労継続支援

(1) 就労移行支援体制加算

(就労移行支援体制加算について)

問1 同一の者について就労継続支援事業所等の利用と一般企業との離転職が複数回生じている場合、就労移行支援体制加算を複数回算定することは可能か。

(答)

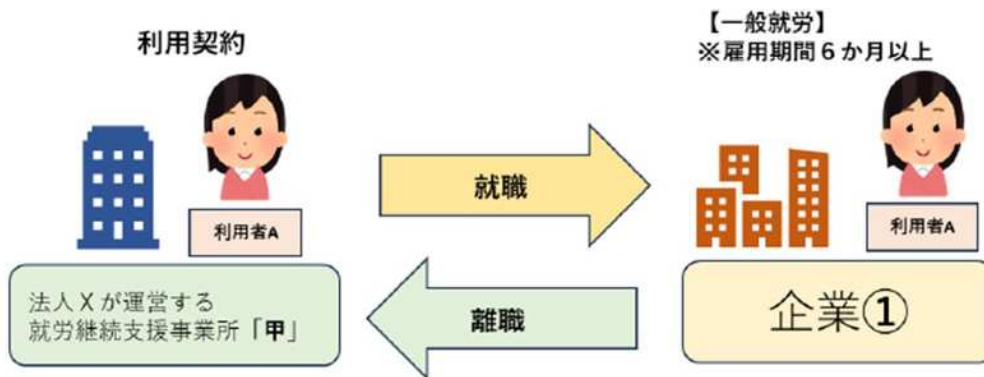
- 就労継続支援事業所については、障害者に対する福祉サービスとして、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行う事業であり、本人の希望や能力、適性等に応じて、一般就労に移行し、しっかりと定着できるよう支援することが重要である。
- そのためには、一般就労への移行後に着実な定着に繋げることを見据えた支援が必要であるとの観点から、一般就労に移行したという事実に加えて、定着に向け継続的な支援体制が構築されている事業所を評価することが必要であり、就労移行支援体制加算はそのような支援体制が継続して構築されていることについて評価するものである。
また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、報酬告示に「過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。」と規定しており、同一の利用者について過去3年間において当該加算を複数回算定することは原則想定しておらず、例えば下記の事例で示すようなケースでは、就労移行支援体制加算を複数回算定することはできない。
- 以上を踏まえ、指定権者においては、当該事業所の情報だけでなく、利用者本人や当該事業所の他の利用者、他事業所、一般就労先などの関係機関等からも情報を収集し、総合的に当該加算の算定の可否を判断されたい。また、支給決定を行う自治体においては、請求内容が不正と疑われるような場合には、指定権者への情報提供を行うなど、自治体間で適宜連携を図られたい。

10 令和6年度発出のQ&A

(事例1)

就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に甲の利用者として再び受け入れ、さらに後日、再度企業①へ就職するなど、離転職を繰り返すケース。

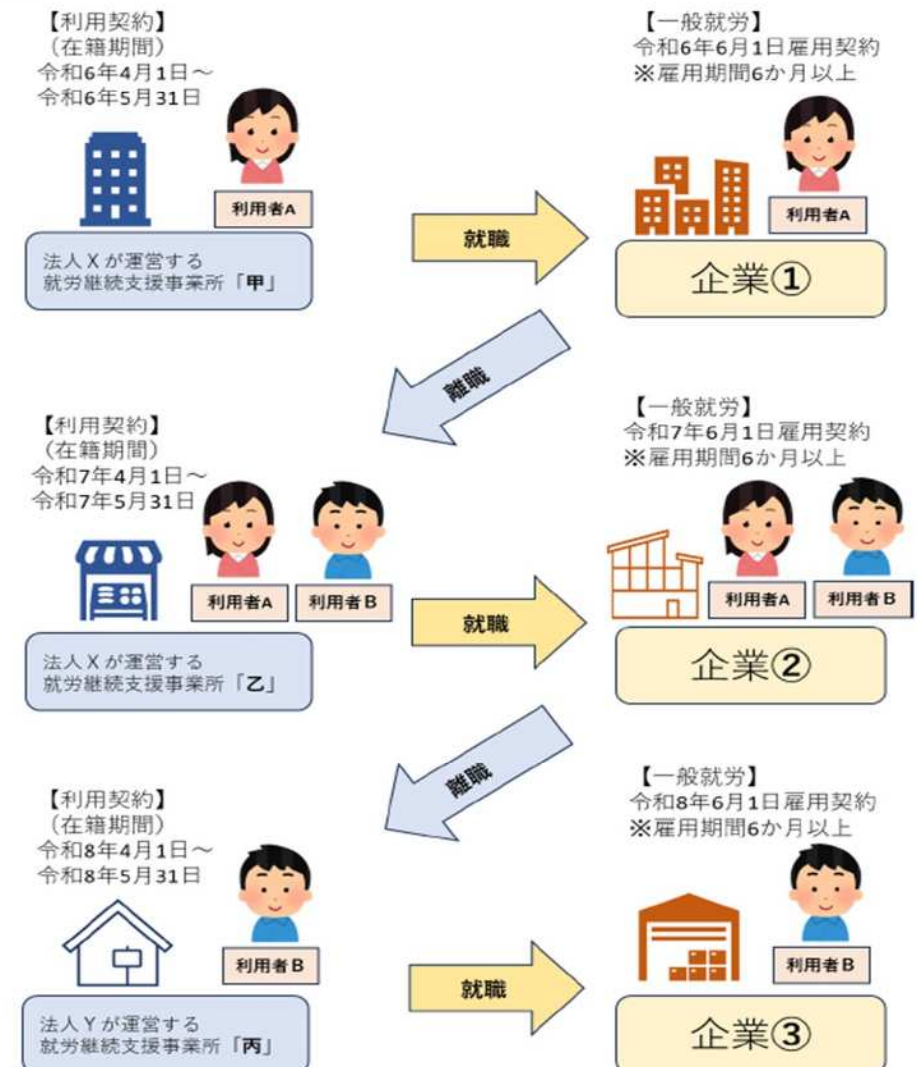
<例>



(事例2)

就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に、就労継続支援事業所乙の利用者として受け入れ、後日、企業②へ就職するなど、複数事業所及び企業間の離転職を計画的に繰り返すケース。

<例>



11 令和7年度処遇改善加算について

事務連絡

令和7年2月14日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉・児童福祉主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和7年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和7年度における福祉・介護職員等処遇改善加算については、令和7年1月30日に開催された第145回社会保障審議会障害者部会及び第10回こども家庭審議会障害児支援部会においてお示ししたとおり、介護分野と同様に、要件の弾力化を検討しています。

見直し後の様式等については2月中を目途にお知らせする予定ですが、要件弾力化の周知期間等を考慮し、福祉・介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出については、通常、この加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、令和7年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定です。

つきましては、各自治体におかれては、管内の障害福祉サービス事業所等に周知いただくとともに、福祉・介護職員等処遇改善加算の申請受付について御対応いただきますようお願いいたします。

なお、令和7年6月以降の福祉・介護職員等処遇改善加算の申請については、通常どおり、この加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととする予定です。

（本件連絡先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 評価・基準係
電話：03-5253-1111（内線3036）

11 令和7年度処遇改善加算について



こどもまんなか
こども家庭庁

社会保障審議会障害者部会（第145回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第10回）

R7.1.30

参考資料3

処遇改善加算等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁 支援局 障害児支援課

11 令和7年度処遇改善加算について

【○障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉人材確保・職場環境改善等事業)

令和6年度補正予算

・障害福祉全体(障害児(ども)家庭庁分)含む 343億円
・障害者のみ(厚労省分) 258億円

① 施策の目的

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。

※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など

※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

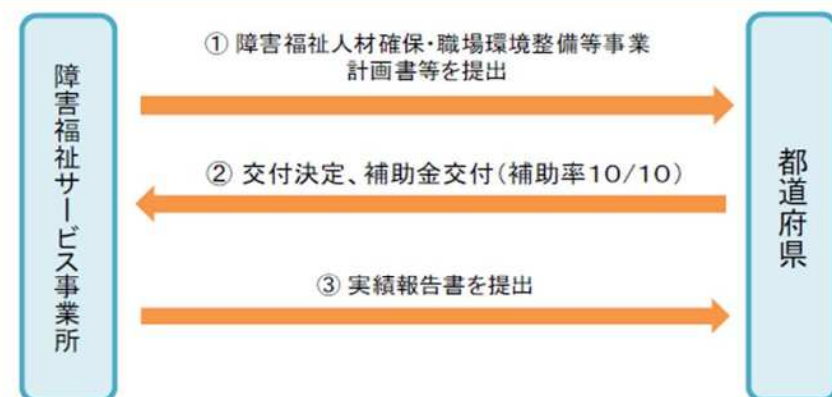
■支給対象

(1)福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所

(2)以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

<取組>

福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。

11 令和7年度処遇改善加算について

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の交付率について

- 現行の福祉・介護職員等処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり54,000円に相当する額。
- 過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和6年12月（1月審査）分のサービスに交付率を乗じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。（令和7年4月以降の新規事業所は対象外）

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援	12.7%	・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助	5.5%
・ 生活介護	7.2%	・ 共同生活援助(介護サービス包括型) ・ 共同生活援助(日中サービス支援型) ・ 共同生活援助(外部サービス利用型)	9.4%
・ 施設入所支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護	13.6%	・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援	9.6%
・ 自立訓練(機能訓練) ・ 自立訓練(生活訓練)	7.9%	・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設	16.6%

※ 地域相談支援、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

11 令和7年度処遇改善加算について

想定されるスケジュール例

事業開始までのスケジュール（例）

都道府県ごとに異なることに留意

- 1月下旬 国から都道府県に対して、交付要綱案、実施要綱案、連合会への委託契約書のひな形等を提示、協議額の提出依頼
- 1月下旬～2月上旬 交付要綱、実施要綱の発出
- 2月上旬 内示通知の発出
- ～4月 障害福祉サービス等事業所から都道府県に対して、賃金改善計画書を提出
- 5月上旬 都道府県から連合会に対して、交付対象事業所リストを送付
- 5月下旬 連合会において、交付額の算出

都道府県から障害福祉サービス等事業所に対して、交付決定

以降、都道府県において順次補助金の支払

※標準的なスケジュールとして、6月の支払いを想定

11 令和7年度処遇改善加算について

処遇改善加算の更なる取得促進に向けた方策

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等 ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善		○	○	◎	◎
昇給の仕組み			○	○	○
改善後賃金年額440万円				○	○
経験・技能のある福祉・介護職員					○

①：令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」への対応。

※ ○：6区分からそれぞれ1つ以上、◎：6区分からそれぞれ2つ以上の取組を行う。

→ 令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）
さらに、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）

②：「昇給の仕組み」への対応

→ 令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとする。（通知改正）

※「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとする。

③：「改善後賃金年額440万円」への対応

※「経験及び技能を有する福祉・介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。

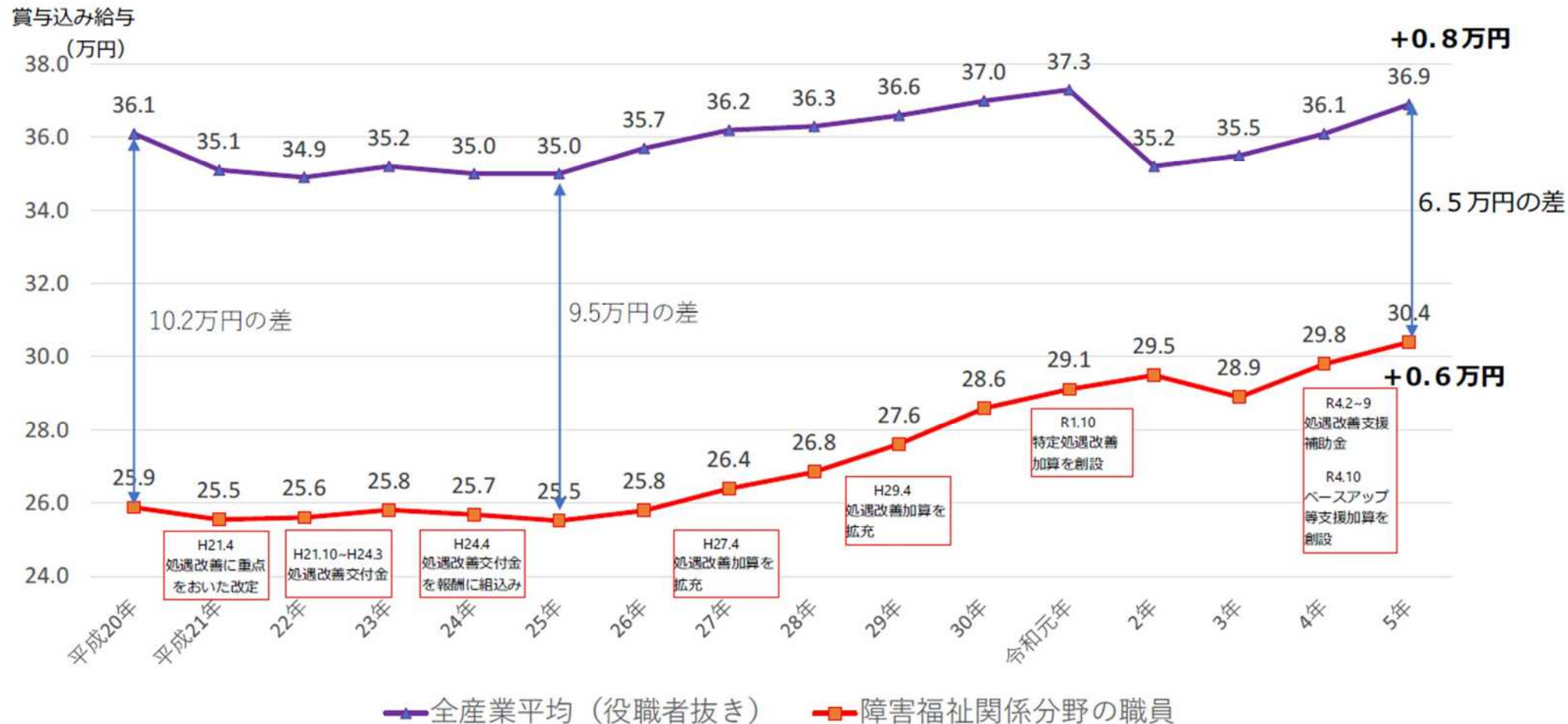
→ 現行規定において「加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合」は当該要件の適用除外となっている点について、当該規定の周知や明確化を行う。（通知改正、QAの発出）

加えて、申請の事務負担への対応として、以下の措置を講じる。

- ・要件を満たしているかどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化。
- ・①処遇改善加算、②障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請様式を一体化。

11 令和7年度処遇改善加算について

賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。

注1）賞与見込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

注2）障害福祉関係分野の職員について、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。

令和2年～令和5年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員（医療・福祉施設等）」を加重平均したもの。

11 令和7年度処遇改善加算について

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得状況

	取得	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ以下				未取得
					加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	
介護給付(訪問系、日中活動系、施設系) 注1	87.7%	41.4%	27.8%	18.5%	11.9%	2.6%	4.0%	12.3%
訓練等給付(居住支援系、訓練系・就労系) 注2	84.9%	42.2%	20.5%	22.3%	14.8%	3.4%	4.1%	15.1%
障害児支援に係る給付 (障害児通所系、障害児訪問系、 障害児入所系) 注3	91.1%	47.0%	24.6%	19.4%	15.1%	1.9%	2.4%	8.9%
全体	87.7%	43.1%	24.7%	19.8%	13.6%	2.6%	3.7%	12.3%

【出典】国保連データ(令和6年9月サービス提供分)

注1) 介護給付(訪問系、日中活動系、施設系)：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、短期入所、生活介護、施設入所支援

注2) 訓練等給付(居住支援系、訓練系・就労系)：自律訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助(介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型)

注3) 障害児支援に係る給付(障害児通所系、障害児訪問系、障害児入所系)：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

11 令和7年度処遇改善加算について

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
 - 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。【告示改正】

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善				サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV		I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%					

（注）令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、旧3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、令和6年度報酬改定による加算率の引き上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

11 令和7年度処遇改善加算について

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)		既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
新加算(福祉・介護職員等処遇改善加算)	Ⅰ	新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
	Ⅱ	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 - 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 - 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 給与ごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
	Ⅲ	新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
	Ⅳ	新加算(Ⅳ)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 - 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※加算率は生活介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

11 令和7年度処遇改善加算について

福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ：以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる

福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑯は必須）取り組んでいる

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

新加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。下線部は令和6年度までの要件からの主な変更点。